

申請期間を  
延長しました！

# 小規模事業者等の チャレンジを支援します！

## 飯能市小規模事業者等持続化・事業再構築支援金

○コロナ禍の厳しい状況の中でも、事業継続のための新たなビジネス等への前向きな取組や販路拡大など生産性向上のための取組、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の経済社会の変化に対応するための思い切った事業再構築の取組を支援するため、国の持続化補助金や事業再構築補助金を受けて事業を実施する事業者の事業者負担額を支援します。

補助対象経費	補助率	上限額・支給額
持続化補助金の事業者負担額 ＜一般型＞ ＜低リスク型ビジネス枠＞	$\frac{4}{5}$	20万円
事業再構築補助金の事業者負担額	定額	50万円

※持続化補助金＜低リスク型ビジネス枠＞の事業者負担額は、感染防止対策費分を除きます。（感染防止対策費に係る事業者負担額に対しては、別途埼玉県の補助金があります）。

### 申請要件

- 1 国の持続化補助金（一般型：第5回～第7回公募分、低感染リスク型ビジネス枠：第1回～第6回公募分）又は事業再構築補助金（第1回～第5回公募分）の交付決定を受けていること。
- 2 市が定める申請期間中に書類の不備なく申請ができること。
- 3 飯能市内に本社（法人）又は主たる事業所（個人事業主）を有すること。
- 4 市税に未納がないこと。

### 申請期間

令和3年10月1日（金）～令和5年2月28日（火）（当日消印有効）

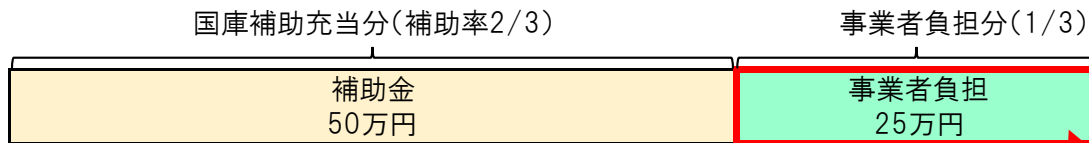
### 申請について

○以下の必要書類を**全て揃えて**産業振興課に提出してください（郵送も可）。

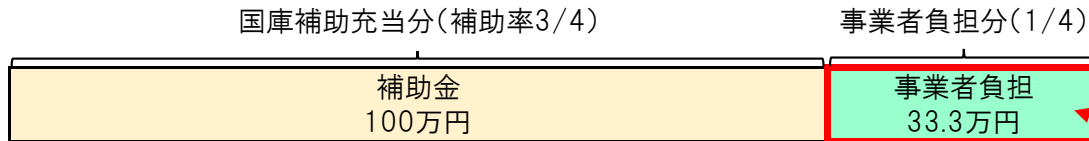
- 1 申請書兼請求書
- 2 持続化補助金又は事業再構築補助金の交付決定通知書の写し
- 3 持続化補助金に係る経営計画、補助事業計画の写し又は事業再構築補助金に係る事業計画の写し
- 4 【法人】商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※発行から3か月以内のもの  
【個人】税務署の収受印がある令和3年分確定申告書の写し（第一表と併せて収支内訳書（1・2面）又は所得税青色申告決算書（1～4面））
- 5 法人名義（法人）又は代表者名義（個人事業主）の通帳の写し
- 6 市税に未納がないことの証明書（法人：法人のもの、個人事業主：代表者のもの）

## (参考) 事業者負担額のイメージ

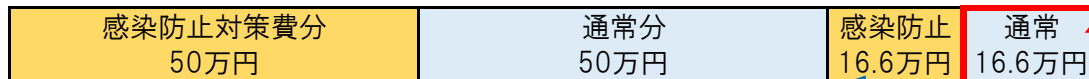
### 持続化補助金<一般型>分



### 持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>分

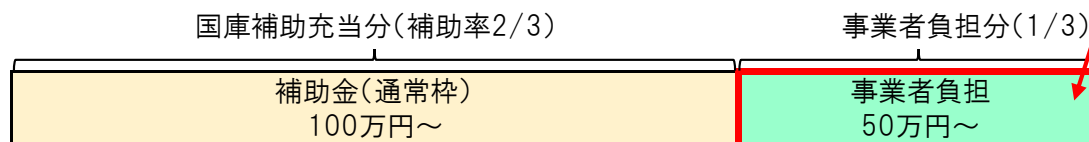


※感染防止対策費を計上している場合



埼玉県の補助があります

### 事業再構築補助金分



この部分を市が支援します！

## 注意事項

- ◆本支援金の対象となる持続化補助金は、令和2年度に国が給付していた**持続化給付金とは異なります**のでご注意ください。
- ◆持続化補助金や事業再構築補助金の**事業採択を受けただけでは申請ができません**。交付決定通知書が届いてから申請してください。
- ◆上記交付決定通知書が届き、本支援金の申請期間に間に合うように申請ができる方が対象となりますので、あらかじめご了承ください。
- ◆国の補助金の公募期限と本支援金の申請期間は異なりますので、ご注意ください。
- ◆申請期間中に提出しても、**書類の不備がある場合は審査に進めず、本支援金の交付を受けられないことがあります**。提出書類をよく確認してから申請してください。
- ◆市では、持続化補助金や事業再構築補助金については分かりかねますので、各補助金の事務局やコールセンターへお問い合わせください。

#### 各補助金の事務局及びコールセンター

- ・ 持続化補助金(一般型)事務局 03-6747-4602
- ・ 持続化補助金低感染リスク型コールセンター 03-6731-9325
- ・ 事業再構築補助金コールセンター 0570-012-088 (ナビダイヤル)

- ◆本支援金について詳しくは市ホームページをご確認ください。申請書のダウンロードもできます。

## 【問い合わせ】

飯能市役所 産業振興課  
飯能商工会議所

042-986-5083  
042-974-3111

受付時間 8:30~17:15  
受付時間 9:00~17:00